

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由																																						
4	第４節 計画の作成又は修正に際し準拠すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第６条の２第１項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（令和２年１０月２８日（一部改正））</u>に準拠する。	第４節 計画の作成又は修正に際し準拠すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第６条の２第１項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（令和３年７月２１日（一部改正））</u>に準拠する。	原子力災害対策指針改正に伴う修正																																						
6	表１．６．１ 緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ） 資料：住民基本台帳（<u>令和２年１０月１日</u>） <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区名</th><th>地 域</th><th>世帯数（世帯）</th><th>人口（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td><td>久 多</td><td><u>50</u></td><td><u>86</u></td></tr> <tr> <td>広河原</td><td><u>38</u></td><td><u>117</u></td></tr> <tr> <td>右京区</td><td>京北上弓削町上川行政区</td><td><u>44</u></td><td><u>74</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td><u>132</u></td><td><u>277</u></td></tr> </tbody> </table>	行政区名	地 域	世帯数（世帯）	人口（人）	左京区	久 多	<u>50</u>	<u>86</u>	広河原	<u>38</u>	<u>117</u>	右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>44</u>	<u>74</u>	計		<u>132</u>	<u>277</u>	表１．６．１ 緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ） 資料：住民基本台帳（<u>令和３年１０月１日</u>） <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区名</th><th>地 域</th><th>世帯数（世帯）</th><th>人口（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td><td>久 多</td><td><u>51</u></td><td><u>85</u></td></tr> <tr> <td>広河原</td><td><u>37</u></td><td><u>116</u></td></tr> <tr> <td>右京区</td><td>京北上弓削町上川行政区</td><td><u>46</u></td><td><u>73</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td><u>134</u></td><td><u>274</u></td></tr> </tbody> </table>	行政区名	地 域	世帯数（世帯）	人口（人）	左京区	久 多	<u>51</u>	<u>85</u>	広河原	<u>37</u>	<u>116</u>	右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>46</u>	<u>73</u>	計		<u>134</u>	<u>274</u>	時点修正
行政区名	地 域	世帯数（世帯）	人口（人）																																						
左京区	久 多	<u>50</u>	<u>86</u>																																						
	広河原	<u>38</u>	<u>117</u>																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>44</u>	<u>74</u>																																						
計		<u>132</u>	<u>277</u>																																						
行政区名	地 域	世帯数（世帯）	人口（人）																																						
左京区	久 多	<u>51</u>	<u>85</u>																																						
	広河原	<u>37</u>	<u>116</u>																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>46</u>	<u>73</u>																																						
計		<u>134</u>	<u>274</u>																																						
8	（３）施設敷地緊急事態 施設敷地緊急事態は、原子力施設において、以下のような公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の<u>主な防護措置</u>の準備を開始する必要がある段階である。 （略）	（３）施設敷地緊急事態 施設敷地緊急事態は、原子力施設において、以下のような公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の<u>予防的防護措置</u>の準備を開始する必要がある段階である。 （略）	原子力災害対策指針改正に伴う修正																																						
25	６．２．１ （略） 京都市《行財政局（防災危機管理室）、各局・区役所》は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を<u>行なう</u>ための体制についてあらかじめ定めておく。 （略）	６．２．１ （略） 京都市《行財政局（防災危機管理室）、各局・区役所》は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を<u>行う</u>ための体制についてあらかじめ定めておく。 （略）	字句修正																																						

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由
25	6. 5. 2 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、屋内退避又は<u>避難の勧告又は指示を行う</u>際に、国又は京都府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。	6. 5. 2 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、屋内退避又は<u>避難の指示等を行う</u>際に、国又は京都府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。	原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）改正に伴う修正
31	7. 9. 1 （略） なお、避難時の周囲の状況等に<u>よっては</u>、屋内に留まった方が安全な場合等やむを得ない<u>時</u>は、<u>屋内退避による安全確保を講じるべきことについて</u>は留意する。 （略）	7. 9. 1 （略） なお、避難時の周囲の状況等に<u>より</u>、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない<u>とき</u>は、<u>屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも</u>留意する。 （略）	府地域防災計画原子力災害対策編改定に伴う修正
35	10. 1. 3 住民相談窓口の設置の方法、体制等の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）、総合企画局、文化市民局、区役所》は、国及び京都府と連携し、住民等からの<u>問い合わせ</u>に対応する住民相談窓口の設置等<u>について</u>その方法、体制等の整備に努める。	10. 1. 3 住民相談窓口の設置の方法、体制等の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）、総合企画局、文化市民局、区役所》は、国及び京都府と連携し、住民等からの<u>問合せ</u>に対応する住民相談窓口の設置等<u>について</u>、その方法、体制等の整備に努める。	字句修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由																
39 40	1 5 . 1 核燃料物質等の運搬中の事故への対応 核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、<u>原子力事業者と国</u>が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。 (略)	1 5 . 1 核燃料物質等の運搬中の事故への対応 核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、<u>原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者並びに国</u>が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。 (略)	原子力災害対策指針改正に伴う修正																
43	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">1. 1 (略)</td><td rowspan="3">(略)</td><td>1. 1. 1 情報収集事態発生を認知した場合、<u>(追記)</u> 関係する地方公共機関に連絡する<u>。</u></td></tr><tr><td>1. 1. 2 警戒事態発生 of 情報を受けた場合、<u>(追記)</u> 関係する指定地方公共機関に連絡する<u>。</u></td></tr><tr><td>1. 1. 3 施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、<u>(追記)</u> 関係する指定地方公共機関に連絡する<u>。</u></td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	1. 1 (略)	(略)	1. 1. 1 情報収集事態発生を認知した場合、 <u>(追記)</u> 関係する地方公共機関に連絡する <u>。</u>	1. 1. 2 警戒事態発生 of 情報を受けた場合、 <u>(追記)</u> 関係する指定地方公共機関に連絡する <u>。</u>	1. 1. 3 施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、 <u>(追記)</u> 関係する指定地方公共機関に連絡する <u>。</u>	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">1. 1 (略)</td><td rowspan="3">(略)</td><td>1. 1. 1 情報収集事態発生を認知した場合、<u>発生情報等を確認し、</u> 関係する地方公共機関に連絡する <u>(削除)</u></td></tr><tr><td>1. 1. 2 警戒事態発生 of 情報を受けた場合、<u>発生情報等を確認し、</u> 関係する指定地方公共機関に連絡する <u>(削除)</u></td></tr><tr><td>1. 1. 3 施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、<u>発生情報等を確認し、</u> 関係する指定地方公共機関に連絡する <u>(削除)</u></td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	1. 1 (略)	(略)	1. 1. 1 情報収集事態発生を認知した場合、 <u>発生情報等を確認し、</u> 関係する地方公共機関に連絡する <u>(削除)</u>	1. 1. 2 警戒事態発生 of 情報を受けた場合、 <u>発生情報等を確認し、</u> 関係する指定地方公共機関に連絡する <u>(削除)</u>	1. 1. 3 施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、 <u>発生情報等を確認し、</u> 関係する指定地方公共機関に連絡する <u>(削除)</u>	字句修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																	
1. 1 (略)	(略)	1. 1. 1 情報収集事態発生を認知した場合、 <u>(追記)</u> 関係する地方公共機関に連絡する <u>。</u>																	
		1. 1. 2 警戒事態発生 of 情報を受けた場合、 <u>(追記)</u> 関係する指定地方公共機関に連絡する <u>。</u>																	
		1. 1. 3 施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、 <u>(追記)</u> 関係する指定地方公共機関に連絡する <u>。</u>																	
応急対策項目	担当	分 担 内 容																	
1. 1 (略)	(略)	1. 1. 1 情報収集事態発生を認知した場合、 <u>発生情報等を確認し、</u> 関係する地方公共機関に連絡する <u>(削除)</u>																	
		1. 1. 2 警戒事態発生 of 情報を受けた場合、 <u>発生情報等を確認し、</u> 関係する指定地方公共機関に連絡する <u>(削除)</u>																	
		1. 1. 3 施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、 <u>発生情報等を確認し、</u> 関係する指定地方公共機関に連絡する <u>(削除)</u>																	

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行			修 正 後			修正理由
	1. 2（略）	（略）	1. 2. 1 情報収集事態，警戒事態 発生後の情報連絡を <u>密にす る。</u> 1. 2. 2 施設敷地緊急事態発生後 の応急対策活動の情報 <u>等の連 絡を行う</u> 1. 2. 3 全面緊急事態における連 絡等（原子力緊急事態宣言後 の応急対策活動情報，被害情 報等の連絡）を行う <u>。</u>	1. 2（略）	（略）	1. 2. 1 情報収集事態，警戒事態 発生後の情報連絡を <u>行う</u> 1. 2. 2 施設敷地緊急事態発生後 の応急対策活動の情報， <u>被害情 報等の連絡を行う</u> 1. 2. 3 全面緊急事態における連 絡等（原子力緊急事態宣言後 の応急対策活動情報，被害情 報等の連絡）を行う <u>（削除）</u>	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
44	（参考）【防災基本計画 第１２編 原子力災害対策編 第２章 第１節 ３】 （１） 施設敷地緊急事態発生 <u>情報</u> の連絡（抜粋） （略） ○原子力規制委員会は，通報を受けた事象について， <u>原子力緊急事態宣言 を発出すべきか</u> 否かの判断を直ちに行い，事象の概要，事象の今後の進 展の見通し等事故情報等について官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係地方公 共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。 （略）			（参考）【防災基本計画 第１２編 原子力災害対策編 第２章 第１節 ３】 （１） 施設敷地緊急事態発生 <u>情報等</u> の連絡（抜粋） （略） ○原子力規制委員会は，通報を受けた事象について， <u>原子力緊急事態が発 生しているか</u> 否かの判断を直ちに行い，事象の概要，事象の今後の進展 の見通し等事故情報等について官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係地方公共 団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。 （略）			防災基本 計画原子 力災害対 策編修正 に伴う修 正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由
45	（参考）【防災基本計画 第１２編 原子力災害対策編 第２章 第１節 ３】 （２） 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡（抜粋） （略） ○国〔原子力規制委員会，内閣府〕，関係省庁及び関係地方公共団体，指定公共機関（<u>追記</u>），所在都道府県，関係周辺都道府県，原子力事業者等は，現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。	（参考）【防災基本計画 第１２編 原子力災害対策編 第２章 第１節 ３】 （２） 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡（抜粋） （略） ○国〔原子力規制委員会，内閣府〕，関係省庁及び関係地方公共団体，指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕，所在都道府県，関係周辺都道府県，原子力事業者等は，現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。	指定公共機関名の追記
46	（参考）【防災基本計画 第１２編 原子力災害対策編 第２章 第１節】 ４ 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）（抜粋） （略） ○原子力災害現地対策本部，指定公共機関（<u>追記</u>），緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部，指定地方公共機関，原子力事業者その他関係機関は，対策拠点施設に職員を派遣し，施設の状況，モニタリング情報，医療関係情報，住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに，各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。	（参考）【防災基本計画 第１２編 原子力災害対策編 第２章 第１節】 ４ 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）（抜粋） （略） ○原子力災害現地対策本部，指定公共機関〔<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>〕，緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部，指定地方公共機関，原子力事業者その他関係機関は，対策拠点施設に職員を派遣し，施設の状況，モニタリング情報，医療関係情報，住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに，各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。	指定公共機関名の追記

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由																
47	図３．１．２ 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生通報時に係る連絡 系統図 (図略) 農林水産省大臣官房 <u>文書課</u> 災害総合対策室	図３．１．２ 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生通報時に係る連絡 系統図 (図略) 農林水産省大臣官房 <u>地方課</u> 災害総合対策室	組織改正 に伴う修 正																
48	１．３．１ <u>(追記)</u> 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、地震等の 影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している防災行政 無線並びに衛星通信回線等を活用し、情報収集・連絡を行う。	１．３．１ <u>一般回線が使用できない場合に対処する</u> 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、地震等の影響に伴い、一般回 線が使用できない場合は、別途整備している防災行政無線並びに衛星通信 回線等を活用し、情報収集・連絡を行う。	項目名の 追記																
49	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">2.1（略）</td><td rowspan="3">(略)</td><td>2.1.1 情報収集事態発生を認知 した場合、<u>警</u>戒態勢を確立す る</td></tr><tr><td>2.1.2 警戒事態発生との連絡を受 けた場合、<u>警</u>戒態勢を確立する</td></tr><tr><td>2.1.3 施設敷地緊急事態発生 の通報を受けた場合、<u>並びに</u>内 閣総理大臣が原子力緊急事態 宣言を発出した場合の警戒<u>事</u> <u>態</u>を確立する</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	2.1（略）	(略)	2.1.1 情報収集事態発生を認知 した場合、 <u>警</u> 戒態勢を確立す る	2.1.2 警戒事態発生との連絡を受 けた場合、 <u>警</u> 戒態勢を確立する	2.1.3 施設敷地緊急事態発生 の通報を受けた場合、 <u>並びに</u> 内 閣総理大臣が原子力緊急事態 宣言を発出した場合の警戒 <u>事</u> <u>態</u> を確立する	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">2.1（略）</td><td rowspan="3">(略)</td><td>2.1.1 情報収集事態発生を認知 した場合<u>の</u>警戒態勢を確立す る</td></tr><tr><td>2.1.2 警戒事態発生との連絡を受 けた場合<u>の</u>警戒態勢を確立す る</td></tr><tr><td>2.1.3 施設敷地緊急事態発生 の通報を受けた場合、<u>及び全面</u> <u>緊急事態が発生し</u>内閣総理大 臣が原子力緊急事態宣言を発 出した場合の警戒<u>態勢</u>を確立 する</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	2.1（略）	(略)	2.1.1 情報収集事態発生を認知 した場合 <u>の</u> 警戒態勢を確立す る	2.1.2 警戒事態発生との連絡を受 けた場合 <u>の</u> 警戒態勢を確立す る	2.1.3 施設敷地緊急事態発生 の通報を受けた場合、 <u>及び全面</u> <u>緊急事態が発生し</u> 内閣総理大 臣が原子力緊急事態宣言を発 出した場合の警戒 <u>態勢</u> を確立 する	字句修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																	
2.1（略）	(略)	2.1.1 情報収集事態発生を認知 した場合、 <u>警</u> 戒態勢を確立す る																	
		2.1.2 警戒事態発生との連絡を受 けた場合、 <u>警</u> 戒態勢を確立する																	
		2.1.3 施設敷地緊急事態発生 の通報を受けた場合、 <u>並びに</u> 内 閣総理大臣が原子力緊急事態 宣言を発出した場合の警戒 <u>事</u> <u>態</u> を確立する																	
応急対策項目	担当	分 担 内 容																	
2.1（略）	(略)	2.1.1 情報収集事態発生を認知 した場合 <u>の</u> 警戒態勢を確立す る																	
		2.1.2 警戒事態発生との連絡を受 けた場合 <u>の</u> 警戒態勢を確立す る																	
		2.1.3 施設敷地緊急事態発生 の通報を受けた場合、 <u>及び全面</u> <u>緊急事態が発生し</u> 内閣総理大 臣が原子力緊急事態宣言を発 出した場合の警戒 <u>態勢</u> を確立 する																	

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行			修 正 後			修正理由
	2.2（略）	（略）	2.2.1 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生連絡・通報 <u>で、</u> 緊急事態応急対策に向けての準備を行う	2.2（略）	（略）	2.2.1 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生連絡・通報 <u>を受</u> <u>けた場合、以下の応急対策に</u> <u>努め、</u> 緊急事態応急対策に向けての準備を行う	
	2.3（略）	（略）	2.3.1 原子力災害合同対策協議会等出席 <u>し</u> 初動活動に従事させる	2.3（略）	（略）	2.3.1 原子力災害合同対策協議会等出席 <u>し、</u> 初動活動に従事させる	
		（略）	（略）		（略）	（略）	
50	2. 1. 3 施設敷地緊急事態発生通報を受けた場合、及び全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合の警戒 <u>事態</u> を確立する （４） 災害対策本部の閉鎖 （略） 原子力緊急事態解除宣言が <u>なされた</u> あと、災害対策本部長が、大飯発電所の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき			2. 1. 3 施設敷地緊急事態発生通報を受けた場合、及び全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合の警戒 <u>態勢</u> を確立する （４） 災害対策本部の閉鎖 （略） 原子力緊急事態解除宣言が <u>発出された</u> あと、災害対策本部長が、大飯発電所の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき			字句修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行		修 正 後		修正理由
52	表 3. 2. 4 原子力災害警戒本部の体制		表 3. 2. 4 原子力災害警戒本部の体制		組織改正による本部員の追加及び記載順序の修正
	本部員	文化芸術政策監 都市経営戦略監 監察監 観光政策監 環境政策局長 行財政局長 総合企画局長 文化市民局長 産業観光局長 保健福祉局長 子ども若者はぐくみ局長 都市計画局長 建設局長 会計管理者 消防局長 交通局長 上下水道局長 市会事務局長 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長	本部員	会計管理者 都市経営戦略監 産業・文化融合戦略監 文化芸術政策監 デジタル化戦略監 観光政策監 木の文化・森林政策監 新型コロナ対策・ワクチン接種統括監 監察監 京都市事務分掌条例第 1 条に規定する各局の長 左京区長 右京区長 当番区長 消防局長 交通局長（公営企業管理者） 上下水道局長（公営企業管理者） 市会事務局長 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査事務局長	

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行		修 正 後		修正理由
		<u>監査事務局長</u> <u>左京区長</u> <u>右京区長</u> <u>当番区長</u> <u>その他、必要と認める者</u>		<u>その他、必要と認める者</u>	
52	表３．２．５ 災害対策本部の体制		表３．２．５ 災害対策本部の体制		組織改正 による本 部員の追 加及び記 載順序の 修正
	本部員	<u>文化芸術政策監</u> 都市経営戦略監 危機管理監 <u>監察監</u> <u>観光政策監</u> <u>環境政策局長</u> <u>行財政局長</u> <u>総合企画局長</u> <u>文化市民局長</u> <u>産業観光局長</u> <u>保健福祉局長</u> <u>子ども若者はぐくみ局長</u> <u>都市計画局長</u> <u>建設局長</u> <u>会計管理者</u>	本部員	<u>会計管理者</u> 都市経営戦略監 危機管理監 <u>産業・文化融合戦略監</u> <u>文化芸術政策監</u> <u>デジタル化戦略監</u> <u>観光政策監</u> <u>木の文化・森林政策監</u> <u>新型コロナウイルス対策・ワクチン接種統括監</u> <u>監察監</u> <u>京都市事務分掌条例第１条に規定する各局の長</u> <u>区長及び担当区長</u> <u>消防局長</u> <u>交通局長（公営企業管理者）</u> <u>上下水道局長（公営企業管理者）</u>	

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行				修 正 後				修正理由
			<u>消防局長</u>			<u>市会事務局長</u>			
			<u>交通局長</u>			<u>教育長</u>			
			<u>上下水道局長</u>			<u>選挙管理委員会事務局長</u>			
			<u>市会事務局長</u>			<u>人事委員会事務局長</u>			
			<u>教育長</u>			<u>監査事務局長</u>			
			<u>選挙管理委員会事務局長</u>			<u>その他、必要と認める者</u>			
			<u>人事委員会事務局長</u>						
			<u>監査事務局長</u>						
			<u>全区長、担当区長</u>						
			<u>その他、必要と認める者</u>						
53	2 所掌事務 本部長，本部事務局（本部設置前における行財政局（防災危機管理室）の所掌事務を含む。）				2 所掌事務 本部長，本部事務局（本部設置前における行財政局（防災危機管理室）の所掌事務を含む。）				原災法改正に伴う修正
	所掌事務			記載箇所	所掌事務			記載箇所	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等への避難の <u>勧告又は指示</u> 等の連絡	(略)	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等への避難の <u>指示</u> 等の連絡	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	屋内退避，避難収容等防護活動	警戒区域の設定，避難の <u>勧告・指示</u>	警戒区域の設定，避難の <u>勧告・指示</u>	(略)	屋内退避，避難収容等防護活動	警戒区域の設定，避難の <u>指示等</u> の実	警戒区域の設定，避難の <u>指示等</u> の実	(略)	

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行				修 正 後				修正理由
		の実効を上げるための措置	の実効を上げるため、防災機関等と連携した運用体制を確保する			効を上げるための措置	効を上げるため、防災機関等と連携した運用体制を確保する		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
56	産業観光部				産業観光部				防災基本計画原子力災害対策編修正に伴う修正
	所掌事務			記載箇所	所掌事務			記載箇所	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	飲食物の <u>出荷制限</u> 、 <u>摂取制限等</u>	飲食物の <u>出荷制限</u> 、 <u>摂取制限等</u> の実施、住民等への周知	緊急時における飲食物の <u>出荷制限</u> 、 <u>摂取制限等</u> の実施	(略)	飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限等</u>	飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限等</u> の実施、住民等への周知	緊急時における飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u> の実施	(略)	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
			飲食物の <u>出荷制限</u> 、 <u>摂取制限等</u> の実施 <u>及び</u> これらの解除、住民等への周知	(略)			飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u> の実施 <u>並びに</u> これらの解除、住民等への周知	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行				修 正 後				修正理由
56	保健福祉部				保健福祉部				防災基本 計画原子 力災害対 策編修正 に伴う修 正 字句修正
	所掌事務			記載箇所	所掌事務			記載箇所	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	屋内退避，避難収容等の防護活動	要配慮者等への配慮	避難行動要支援者に対する避難支援や安否確認	(略)	屋内退避，避難収容等の防護活動	要配慮者等への配慮	避難行動要支援者に対する避難支援や安否確認	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	飲食物の <u>出荷制限，摂取制限等</u>	飲食物の <u>出荷制限，摂取制限等</u> の実施，住民等への周知	緊急時における飲食物の <u>出荷制限，摂取制限等</u> の実施	(略)	飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限等</u>	飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限等</u> の実施，住民等への周知	緊急時における飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u> の実施	(略)	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
			飲食物の <u>出荷制限，摂取制限等</u> の実施及びこれらの解除，住民等への周知	(略)			飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u> の実施並びにこれらの解除，住民等への周知	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行				修 正 後				修正理由
57	消防部				消防部				原災法改正に伴う修正 字句修正
58	所掌事務			記載箇所	所掌事務			記載箇所	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等への避難の <u>勧告又は指示等</u> の連絡	(略)	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等への避難の <u>指示等</u> の連絡	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	<u>住民等</u> のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達の実施	(略)	(略)	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	<u>市民等</u> のニーズ，要配慮者に配慮した情報伝達の実施	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行				修 正 後				修正理由
58	上下水道部				上下水道部				防災基本 計画原子 力災害対 策編修正 に伴う修 正
	所掌事務			記載箇所	所掌事務			記載箇所	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	飲食物の <u>出荷制限</u> <u>限</u> 、 <u>摂取制限等</u>	飲食物の <u>出荷制限</u> <u>限</u> 、 <u>摂取制限等</u> の 実施、住民等への 周知	緊急時における飲 食物の <u>出荷制限</u> 、 <u>摂取制限等</u> の実施	(略)	飲食物の <u>摂取制限</u> <u>及び出荷制限等</u>	飲食物の <u>摂取制限</u> <u>及び出荷制限等</u> の 実施、住民等への 周知	緊急時における飲 食物の <u>摂取制限及</u> <u>び出荷制限</u> の実施	(略)	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
			飲食物の <u>出荷制</u> <u>限</u> 、 <u>摂取制限等</u> の 実施 <u>及び</u> これらの 解除、住民等への 周知	(略)			飲食物の <u>摂取制限</u> <u>及び出荷制限</u> の実 施 <u>並びに</u> これらの 解除、住民等への 周知	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行				修 正 後				修正理由
59 60	区本部				区本部				原災法改正に伴う修正 字句修正
	所掌事務			記載箇所	所掌事務			記載箇所	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等への避難の <u>勧告又は指示等</u> の連絡	(略)	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等への避難の <u>指示等</u> の連絡	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	屋内退避、避難収容等の防護活動	要配慮者等への配慮	避難行動要支援者 <u>に対する</u> 避難支援や安否確認	(略)	屋内退避、避難収容等の防護活動	要配慮者等への配慮	避難行動要支援者 <u>に対する</u> 避難支援や安否確認	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等からの <u>問い合わせ</u> に対応する体制の整備	(略)	(略)	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等からの <u>問合せ</u> に対応する体制の整備	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由																												
62	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">3.1（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>3.1.2 屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う</td></tr><tr><td>（略）</td><td>3.1.3 住民等に対して避難に資する情報を提供し、及び避難状況を確認する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>3.1.4 指定した避難所以外に避難した場合、居場所と連絡先を連絡するよう住民等に周知する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>3.1.5 飼い主に対して、家庭動物との同行避難を呼びかける</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	3.1（略）	（略）	（略）	（略）	3.1.2 屋内退避又は避難のための立退きの 勧告又は指示等 の連絡及び注意喚起を行う	（略）	3.1.3 住民等に対して避難に資する情報を提供し、及び 避難状況 を確認する	（略）	3.1.4 指定した避難所以外に避難した場合、居場所と連絡先を連絡するよう住民等 に 周知する	（略）	3.1.5 飼い主に対して、 家庭動物 との同行避難を呼びかける	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">3.1（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>3.1.2 屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡及び注意喚起を行う</td></tr><tr><td>（略）</td><td>3.1.3 住民等に対して避難に資する情報を提供し、及び住民等の避難状況を確認する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>3.1.4 指定した避難所以外に避難した場合、居場所と連絡先を連絡するよう住民等へ周知する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>3.1.5 飼い主に対して、（削除）家庭動物との同行避難を呼びかける</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	3.1（略）	（略）	（略）	（略）	3.1.2 屋内退避又は避難のための立退きの 指示等 の連絡及び注意喚起を行う	（略）	3.1.3 住民等に対して避難に資する情報を提供し、及び 住民等の避難状況 を確認する	（略）	3.1.4 指定した避難所以外に避難した場合、居場所と連絡先を連絡するよう住民等 へ 周知する	（略）	3.1.5 飼い主に対して、 （削除） 家庭動物との同行避難を呼びかける	原災法改正に伴う修正 字句修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																													
3.1（略）	（略）	（略）																													
	（略）	3.1.2 屋内退避又は避難のための立退きの 勧告又は指示等 の連絡及び注意喚起を行う																													
	（略）	3.1.3 住民等に対して避難に資する情報を提供し、及び 避難状況 を確認する																													
	（略）	3.1.4 指定した避難所以外に避難した場合、居場所と連絡先を連絡するよう住民等 に 周知する																													
	（略）	3.1.5 飼い主に対して、 家庭動物 との同行避難を呼びかける																													
応急対策項目	担当	分 担 内 容																													
3.1（略）	（略）	（略）																													
	（略）	3.1.2 屋内退避又は避難のための立退きの 指示等 の連絡及び注意喚起を行う																													
	（略）	3.1.3 住民等に対して避難に資する情報を提供し、及び 住民等の避難状況 を確認する																													
	（略）	3.1.4 指定した避難所以外に避難した場合、居場所と連絡先を連絡するよう住民等 へ 周知する																													
	（略）	3.1.5 飼い主に対して、 （削除） 家庭動物との同行避難を呼びかける																													
62	3. 1. 2 屋内退避又は避難のための立退きの 勧告又は指示等 の連絡及び注意喚起を行う (2) 全面緊急事態発生時におけるUPZ内住民等の屋内退避の実施及びUPZ外住民等への注意喚起等	3. 1. 2 屋内退避又は避難のための立退きの 指示等 の連絡及び注意喚起を行う (2) 全面緊急事態発生時におけるUPZ内住民等の屋内退避の実施及びUPZ外住民等への注意喚起等	原災法改正に伴う修正																												

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由
	京都市《本部事務局，区本部，消防部，京都府警察本部》は，大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は，ＰＡＺ内の避難の実施に併せ，国若しくは京都府の要請又は独自の判断により市域のＵＰＺ内の住民等に対し，屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備を行うよう<u>勧告又は指示等</u>を実施するとともに，ＵＰＺ外の住民等に対し，必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。 （略）	京都市《本部事務局，区本部，消防部，京都府警察本部》は，大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は，ＰＡＺ内の避難の実施に併せ，国若しくは京都府の要請又は独自の判断により市域のＵＰＺ内の住民等に対し，屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備を行うよう<u>指示等</u>を実施するとともに，ＵＰＺ外の住民等に対し，必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。 （略）	
63	（３） 避難及び一時移転の<u>勧告又は指示</u>の連絡等 京都市《本部事務局，区本部，消防部，京都府警察本部》は，大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合には，住民等に対する避難及び一時移転（以下「避難等」という。）の<u>勧告又は指示</u>の連絡，確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに，住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国及び関西広域連合に要請する。 （略） ウ その他本部長が必要と認めた場合 なお，市長《本部長》は，国（内閣総理大臣）から事前に屋内退避又は避難等の<u>勧告又は指示</u>の案を伝達された場合には，当該指示案に対して速やかに意見を述べる。	（３） 避難及び一時移転の<u>指示等</u>の連絡等 京都市《本部事務局，区本部，消防部，京都府警察本部》は，大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合には，住民等に対する避難及び一時移転（以下「避難等」という。）の<u>指示等</u>の連絡，確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに，住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国及び関西広域連合に要請する。 （略） ウ その他本部長が必要と認めた場合 なお，市長《本部長》は，国（内閣総理大臣）から事前に屋内退避又は避難等の<u>指示等</u>の案を伝達された場合には，当該指示案に対して速やかに意見を述べる。	原災法改正に伴う修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由																														
63	3. 1. 3 住民等に対して避難に資する情報を提供し、及び住民等の避難状況を確認する (2) 住民等の避難状況を確認する。<u>。</u> 京都市《区本部》は、避難のための立退きの<u>勧告又は指示等</u>を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。 (略)	3. 1. 3 住民等に対して避難に資する情報を提供し、及び住民等の避難状況を確認する (2) 住民等の避難状況を確認する <u>(削除)</u> 京都市《区本部》は、避難のための立退きの<u>指示等</u>を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。 (略)	原災法改正に伴う修正 字句修正																														
63	3. 1. 4 指定した避難所以外に避難した場合、<u>居場所と連絡先の連絡を</u>住民等へ周知する (略)	3. 1. 4 指定した避難所以外に避難した場合、<u>居場所と連絡先を連絡するよう</u>住民等へ周知する (略)	字句修正																														
64	■ 役割分担	■ 役割分担	字句修正 原災法改正に伴う修正																														
65	<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">4.5 (略)</td><td>保健福祉部 都市計画部 区本部</td><td>4.5.1 避難行動要支援者 <u>に</u>対して避難支援や安否確認を行う <u>う</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>4.5.3 <u>避難勧告等</u>があった場合、病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院させる</td></tr><tr><td>社会福祉施設</td><td>4.5.4 <u>避難勧告等</u>があった場合、社会福祉施設は入所者等</td></tr></table>	応急対策項目		担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	4.5 (略)	保健福祉部 都市計画部 区本部	4.5.1 避難行動要支援者 <u>に</u> 対して避難支援や安否確認を行う <u>う</u>	(略)	(略)	医療機関	4.5.3 <u>避難勧告等</u> があった場合、病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院させる	社会福祉施設	4.5.4 <u>避難勧告等</u> があった場合、社会福祉施設は入所者等	<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">4.5 (略)</td><td>保健福祉部 都市計画部 区本部</td><td>4.5.1 避難行動要支援者 <u>に</u>ついて避難支援や迅速な安否確認を行う <u>う</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>4.5.3 <u>避難指示等</u>があった場合、病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院させる</td></tr><tr><td>社会福祉施設</td><td>4.5.4 <u>避難指示等</u>があった場合、社会福祉施設は入所者等</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	4.5 (略)	保健福祉部 都市計画部 区本部	4.5.1 避難行動要支援者 <u>に</u> ついて避難支援や迅速な安否確認を行う <u>う</u>	(略)	(略)	医療機関	4.5.3 <u>避難指示等</u> があった場合、病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院させる	社会福祉施設	4.5.4 <u>避難指示等</u> があった場合、社会福祉施設は入所者等
	応急対策項目	担当		分 担 内 容																													
	(略)	(略)		(略)																													
	4.5 (略)	保健福祉部 都市計画部 区本部		4.5.1 避難行動要支援者 <u>に</u> 対して避難支援や安否確認を行う <u>う</u>																													
(略)		(略)																															
医療機関		4.5.3 <u>避難勧告等</u> があった場合、病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院させる																															
社会福祉施設		4.5.4 <u>避難勧告等</u> があった場合、社会福祉施設は入所者等																															
応急対策項目	担当	分 担 内 容																															
(略)	(略)	(略)																															
4.5 (略)	保健福祉部 都市計画部 区本部	4.5.1 避難行動要支援者 <u>に</u> ついて避難支援や迅速な安否確認を行う <u>う</u>																															
	(略)	(略)																															
	医療機関	4.5.3 <u>避難指示等</u> があった場合、病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院させる																															
	社会福祉施設	4.5.4 <u>避難指示等</u> があった場合、社会福祉施設は入所者等																															

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行			修 正 後			修正理由
			を避難させる			を避難させる	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	4.7 (略)	(略)	4.7.1 <u>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合、利用者等を避難させる</u>	4.7 (略)	(略)	4.7.1 <u>不特定多数の者が利用する施設は利用者を避難させる</u>	
	4.8 警戒区域の設定、避難の <u>勧告・指示</u> の実効を上げるための措置を講じる	(略)	4.8.1 警戒区域の設定、避難の <u>勧告又は指示</u> の実効を上げるため、防災関係機関等と <u>連携した運用体制を確立する</u>	4.8 警戒区域の設定、避難の <u>指示等</u> の実効を上げるための措置を講じる	(略)	4.8.1 警戒区域の設定、避難の <u>指示等</u> の実効を上げるため、防災関係機関等と <u>連携する</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
66	4.2.1 <u>(追記)</u> 京都市《関係区本部、保健福祉部、消防部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、京都府が行う避難退域時検査に協力し、避難の際に住民等に対する避難退域時検査を実施する。			4.2.1 <u>避難の際に住民等に対する避難退域時検査を実施する</u> 京都市《関係区本部、保健福祉部、消防部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、京都府が行う避難退域時検査に協力し、避難の際に住民等に対する避難退域時検査を実施する。			項目名の追記

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由
67	4. 4. 1 <u>（追記）</u> 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。 （略）	4. 4. 1 <u>安定ヨウ素剤の服用措置を講じる</u> 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。 （略）	項目名の追記
67	4. 5. 1 避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認を行う 京都市《保健福祉部，都市計画部，区本部》は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず，<u>避難行動支援者名簿</u>を効率的に利用し，<u>避難行動支援者</u>について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。	4. 5. 1 避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認を行う 京都市《保健福祉部，都市計画部，区本部》は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず，<u>避難行動要支援者名簿</u>を効率的に利用し，<u>避難行動要支援者</u>について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。	字句修正
67	4. 5. 3 <u>避難勧告等</u>があった場合，病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院させる 病院等医療機関は，避難の<u>勧告又は指示等</u>があった場合は，医師，看護師，職員の指示・引率のもと，迅速かつ安全に，入院患者，外来患者，見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。	4. 5. 3 <u>避難指示等</u>があった場合，病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院させる 病院等医療機関は，避難の<u>指示等</u>があった場合は，医師，看護師，職員の指示・引率のもと，迅速かつ安全に，入院患者，外来患者，見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。	原災法改正に伴う修正
68	4. 5. 4 <u>避難勧告等</u>があった場合，社会福祉施設は入所者等を避難させる 社会福祉施設は，避難の<u>勧告又は指示等</u>があった場合は，職員の指示・引率のもと，迅速かつ安全に，入所者又は利用者を避難させる。	4. 5. 4 <u>避難指示等</u>があった場合，社会福祉施設は入所者等を避難させる 社会福祉施設は，避難の<u>指示等</u>があった場合は，職員の指示・引率のもと，迅速かつ安全に，入所者又は利用者を避難させる。	原災法改正に伴う修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由
68	4. 6. 1 <u>（追記）</u> 学校等施設は，生徒等の在校時に避難の<u>勧告又は指示等</u>があった場合は，教職員の指示・引率のもと，迅速かつ安全に生徒等を避難させる。 （略）	4. 6. 1 <u>学校等施設は生徒等を安全に避難させる</u> 学校等施設は，生徒等の在校時に避難の<u>指示等</u>があった場合は，教職員の指示・引率のもと，迅速かつ安全に生徒等を避難させる。 （略）	原災法改正に伴う修正 項目名の追記
68	4. 7. 1 <u>（追記）</u> 地下街，劇場等の興行場，駅，その他の不特定多数の者が利用する施設において，避難の<u>勧告又は指示等</u>があった場合は，施設の利用者等を避難させる。	4. 7. 1 <u>不特定多数の者が利用する施設は利用者を避難させる</u> 地下街，劇場等の興行場，駅，その他の不特定多数の者が利用する施設において，避難の<u>指示等</u>があった場合は，施設の利用者等を避難させる。	原災法改正に伴う修正 項目名の追記
68	4. 8 警戒区域の設定，避難の<u>勧告・指示</u>の実効を上げるための措置を講じる 4. 8. 1 <u>（追記）</u> 京都市《本部事務局，京都府警察本部》は，現地対策本部，京都府，京都府警察本部及び関係機関等と連携し，警戒区域又は避難の<u>勧告もしくは指示</u>をした区域について，居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため，外部から車両等が侵入しないよう指導するなど，警戒区域の設定，避難の<u>勧告又は指示</u>の実効を上げるために必要な措置をとる。	4. 8 警戒区域の設定，避難の<u>指示等</u>の実効を上げるための措置を講じる 4. 8. 1 <u>警戒区域の設定，避難の指示等の実効を上げるため，防災関係機関等と連携する</u> 京都市《本部事務局，京都府警察本部》は，現地対策本部，京都府，京都府警察本部及び関係機関等と連携し，警戒区域又は避難の<u>指示等</u>をした区域について，居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため，外部から車両等が侵入しないよう指導するなど，警戒区域の設定，避難の<u>指示等</u>の実効を上げるために必要な措置をとる。	原災法改正に伴う修正 項目名の追記

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由
68	4. 1 0. 1 <u>（追記）</u> 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。	4. 1 0. 1 <u>自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を優先する</u> 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。	項目名の追記
68	<u>（追記）</u>	<u>4. 1 1 感染症流行下における対応</u> <u>4. 1 1. 1 感染症流行下における対応</u> <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。</u>	府地域防災計画原子力災害対策編改定に伴う修正
70	5. 2. 1 <u>（追記）</u> 京都市《本部事務局，建設部》は、交通規制にあたる京都府警察本部と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。	5. 2. 1 <u>緊急輸送のための交通を確保する</u> 京都市《本部事務局，建設部》は、交通規制にあたる京都府警察本部と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。	項目名の追記

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由																		
71	6. 2. 1 <u>（追記）</u> 京都市《関係区本部，保健福祉部，消防部》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，京都府が行う避難退域時検査に加え，緊急時における住民等の健康管理，避難退域時検査，簡易除染等を実施する。	6. 2. 1 <u>緊急時における住民等の健康管理，避難退域時検査，簡易除染等を実施する</u> 京都市《関係区本部，保健福祉部，消防部》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，京都府が行う避難退域時検査に加え，緊急時における住民等の健康管理，避難退域時検査，簡易除染等を実施する。	項目名の追記																		
72	6. 3. 1 <u>（追記）</u> 京都市《保健福祉部》は，京都府が行う原子力災害医療に協力する。	6. 3. 1 <u>京都府が行う原子力災害医療に協力する</u> 京都市《保健福祉部》は，京都府が行う原子力災害医療に協力する。	項目名の追記																		
73	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>7.3 市民等からの<u>問い合わせ</u>に対応する体制を整備する</td><td>（略）</td><td>7.3.2 被災者の安否情報を<u>収集し，市民等からの照会に対し，可能な限り対応する</u></td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	（略）	（略）	（略）	7.3 市民等からの <u>問い合わせ</u> に対応する体制を整備する	（略）	7.3.2 被災者の安否情報を <u>収集し，市民等からの照会に対し，可能な限り対応する</u>	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>7.3 市民等からの<u>問合せ</u>に対応する体制を整備する</td><td>（略）</td><td>7.3.2 被災者の安否情報を<u>収集するとともに，被災者の安否に関する住民等からの照会に対し，できる限り対応するよう努める</u></td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	（略）	（略）	（略）	7.3 市民等からの <u>問合せ</u> に対応する体制を整備する	（略）	7.3.2 被災者の安否情報を <u>収集するとともに，被災者の安否に関する住民等からの照会に対し，できる限り対応するよう努める</u>	字句修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																			
（略）	（略）	（略）																			
7.3 市民等からの <u>問い合わせ</u> に対応する体制を整備する	（略）	7.3.2 被災者の安否情報を <u>収集し，市民等からの照会に対し，可能な限り対応する</u>																			
応急対策項目	担当	分 担 内 容																			
（略）	（略）	（略）																			
7.3 市民等からの <u>問合せ</u> に対応する体制を整備する	（略）	7.3.2 被災者の安否情報を <u>収集するとともに，被災者の安否に関する住民等からの照会に対し，できる限り対応するよう努める</u>																			
74	7. 3. 2 被災者の安否情報を収集するとともに，被災者の安否に関する住民等からの照会に対し，できる限り対応するよう努める （略） （２） 京都市《総合企画部，各部，各区本部》は，被災者に対し， <u>京都市防災ポータルサイト（京都市防災危機管理情報館）</u> を通じて，	7. 3. 2 被災者の安否情報を収集するとともに，被災者の安否に関する住民等からの照会に対し，できる限り対応するよう努める （略） （２） 京都市《総合企画部，各部，各区本部》は，被災者に対し， <u>京都市防災ポータルサイト（削除）</u> を通じて，グーグル（株）との	京都市防災ポータルサイトの運営開																		

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由																										
	グーグル（株）との協定に基づく安否情報発信・検索システム（以下「システム」という。）への登録を勧奨するとともに、システムの活用を広報する。 （略）	協定に基づく安否情報発信・検索システム（以下「システム」という。）への登録を勧奨するとともに、システムの活用を広報する。 （略）	始に伴う修正																										
75	第８節 飲食物の <u>出荷制限，摂取制限等</u>	第８節 飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限等</u>	防災基本計画原子力災害対策編修正に伴う修正																										
75	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">8.1 緊急時における飲食物の<u>出荷制限，摂取制限等</u>を実施する</td><td>（略）</td><td>8.1.1 緊急時における飲食物の<u>出荷制限，摂取制限</u>を実施する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>8.1.3 飲食物の<u>出荷制限，摂取制限等</u>及びこれらの解除を実施するとともに住民等に周知する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	8.1 緊急時における飲食物の <u>出荷制限，摂取制限等</u> を実施する	（略）	8.1.1 緊急時における飲食物の <u>出荷制限，摂取制限</u> を実施する	（略）	（略）	（略）	8.1.3 飲食物の <u>出荷制限，摂取制限等</u> 及びこれらの解除を実施するとともに住民等に周知する	（略）	（略）	（略）	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">8.1 緊急時における飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限等</u>を実施する</td><td>（略）</td><td>8.1.1 緊急時における飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>を実施する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>8.1.3 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限並びに</u>これらの解除を実施するとともに住民等に周知する</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	8.1 緊急時における飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限等</u> を実施する	（略）	8.1.1 緊急時における飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u> を実施する	（略）	（略）	（略）	8.1.3 飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限並びに</u> これらの解除を実施するとともに住民等に周知する	（略）	（略）	（略）	防災基本計画原子力災害対策編修正に伴う修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																											
8.1 緊急時における飲食物の <u>出荷制限，摂取制限等</u> を実施する	（略）	8.1.1 緊急時における飲食物の <u>出荷制限，摂取制限</u> を実施する																											
	（略）	（略）																											
	（略）	8.1.3 飲食物の <u>出荷制限，摂取制限等</u> 及びこれらの解除を実施するとともに住民等に周知する																											
（略）	（略）	（略）																											
応急対策項目	担当	分 担 内 容																											
8.1 緊急時における飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限等</u> を実施する	（略）	8.1.1 緊急時における飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u> を実施する																											
	（略）	（略）																											
	（略）	8.1.3 飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限並びに</u> これらの解除を実施するとともに住民等に周知する																											
（略）	（略）	（略）																											

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由
75	8. 1 緊急時における飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u>を実施する 8. 1. 1 緊急時における飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u>を実施する 放射性物質が放出された後、国（内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長）は、原子力災害対策指針におけるＯＩＬに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の<u>出荷制限・摂取制限を実施するよう</u>関係地方公共団体に<u>指示等</u>するものとされている。 京都市《産業観光部、保健福祉部、上下水道部》は、国の<u>指示等</u>に基づき、当該対象地域において、地域生産物の<u>出荷制限及び摂取制限</u>を実施する。	8. 1 緊急時における飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限等</u>を実施する 8. 1. 1 緊急時における飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>を実施する 放射性物質が放出された後、国（内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長）は、原子力災害対策指針におけるＯＩＬに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の<u>摂取制限を実施するよう</u>、関係地方公共団体に<u>指示</u>するものとされている。 京都市《産業観光部、保健福祉部、上下水道部》は、国の<u>指示</u>に基づき、当該対象地域において、地域生産物の<u>摂取制限</u>を実施する。	府地域防災計画原子力災害対策編改定に伴う修正
75	8. 1. 2 京都府が行う食品の汚染状況の調査への協力及び飲料水の検査を実施する <u>国（原子力災害対策本部）は</u>ＯＩＬに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>応じて</u>、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、<u>都道府県（京都府）における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置する</u>ものとされている。 （略）	8. 1. 2 京都府が行う食品の汚染状況の調査への協力及び飲料水の検査を実施する <u>国（原子力災害対策本部）は、</u>ＯＩＬに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>より</u>、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、<u>都道府県等（京都府等）に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、ＯＩＬの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示する</u>ものとされている。 （略）	府地域防災計画原子力災害対策編改定に伴う修正
76	8. 1. 3 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等及び</u>これらの解除を実施するとともに住民等に周知する	8. 1. 3 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限並びに</u>これらの解除を実施するとともに住民等に周知する	府地域防災計画原子力災害対策編改

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由
	京都市《産業観光部，保健福祉部，上下水道部》は，国及び京都府の指導・助言及び指示に基づき，代替飲食物の供給等に配慮しつつ，飲食物の<u>出荷制限，摂取制限等及び</u>これらの解除を実施する。 国（内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長）から京都市域を対象区域とする飲食物の摂取制限（及びその解除）の<u>指示等</u>があった場合は，京都市《本部事務局，産業観光部，上下水道部》は，国から<u>指示等</u>された当該地域における測定結果に基づく摂取制限（及びその解除）の内容について，住民等に周知する。 また，京都市《産業観光部》は，出荷制限（及びその解除）の<u>指示等</u>があった場合は，京都府と連携し，飲食物の出荷制限（及びその解除）について関係機関に要請する。	京都市《産業観光部，保健福祉部，上下水道部》は，国及び京都府の指導・助言及び指示に基づき，代替飲食物の供給等に配慮しつつ，飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限並びに</u>これらの解除を実施する。 国（内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長）から京都市域を対象区域とする飲食物の摂取制限（及びその解除）の<u>指示</u>があった場合は，京都市《本部事務局，産業観光部，上下水道部》は，国から<u>指示</u>された当該地域における測定結果に基づく摂取制限（及びその解除）の内容について，住民等に周知する。 また，京都市《産業観光部》は，出荷制限（及びその解除）の<u>指示</u>があった場合は，京都府と連携し，飲食物の出荷制限（及びその解除）について関係機関に要請する。	定に伴う修正
77	9. 1. 1 <u>（追記）</u>京都市《消防部，京都府警察本部》は，避難の<u>勧告又は指示等</u>を行った地域及びその周辺において，パトロール等による警戒活動を行うとともに，住民等に対して生活の安全に関する情報の提供等を実施し，治安の確保，及び火災予防に努める。	9. 1. 1 <u>治安の確保及び火災予防に努める</u> 京都市《消防部，京都府警察本部》は，避難の<u>指示等</u>を行った地域及びその周辺において，パトロール等による警戒活動を行うとともに，住民等に対して生活の安全に関する情報の提供等を実施し，治安の確保，及び火災予防に努める。	原災法改正に伴う修正 項目名の追記
78	第１１節 自発的支援の<u>受入れ</u>等 大規模な災害発生が報道されると，国内・国外から多くの善意の支援<u>申し入れ</u>が寄せられるが，京都市は，京都市地域防災計画震災対策編「第３章第２４節 ボランティアとの<u>連携協力計画</u>」及び「第４章第２節 市民生活の<u>復旧計画</u>」によるほか，適切に対応する。	第１１節 自発的支援の<u>受け入れ</u>等 大規模な災害発生が報道されると，国内・国外から多くの善意の支援<u>申し入れ</u>が寄せられるが，京都市は，京都市地域防災計画震災対策編「第３章第２４節 ボランティアとの<u>連携協力</u>」及び「第４章第２節 市民生活の<u>復旧</u>」によるほか，適切に対応する。	字句修正

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

別添 1

頁	現 行	修 正 後	修正理由
78	1 1. 1. 1 <u>（追記）</u>京都市《文化市民部，保健福祉部，区本部》は，国，京都府及び関係団体と相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの<u>受入</u>に際しては，被ばくに留意し，高齢者介護や外国人との会話力等 <u>（追記）</u> ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じて活動拠点を提供する等，ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。	1 1. 1. 1 <u>ボランティアの受入体制の確保に努める</u> 京都市《文化市民部，保健福祉部，区本部》は，国，京都府及び関係団体と相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの<u>受入れ</u>に際しては，被ばくに留意し，高齢者介護や外国人との会話力等，<u>ボランティアの技能等</u>が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じて活動拠点を提供する等，ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。	項目名の追記 字句修正

上記新旧対照表に記載したもの以外にも，次の語句について字句修正を行う。

○ 受け入れ体制 ⇒ 受入体制，問い合わせ ⇒ 問合せ，（形式名詞として使用されている）時 ⇒ とき